

(別紙報告書)

取り組み内容 タイトル  
遊休農地対策・非農地判断

令和5年3月

市町名 那珂川町

**【市町・地域の概要】**

- ・農地利用集積率 27.2%
- ・遊休農地面積 43.2ha
- ・再生困難な農地 111.8ha (1,767筆)

**【取組前の状況・課題等】**

- ・再生困難な農地が増加傾向にあるため、非農地判断を実施したい。
- ・非農地通知を発出しても、所有者の高齢化等により法務局での地目変更までの手続きが困難であることが予想されるので、職権での地目変更を実施し、現況地目と登記地目の乖離をなくしたい。

**【取組内容】**

- ・令和4年9月に「非農地と判断された土地の地方税法第381条第7項の申出による職権登記要領」が策定されたことを受け、町税務課・宇都宮地方法務局大田原支局と打ち合わせをし、非農地判断後の職権による地目変更を実施することとした。
- ・地籍調査が終了している地区から順次実施していくこととし、浄法寺地区(24筆3.5ha)を11月に現地調査、12月に議決(1月登記完了)し、非農地化の取り組みを行った。



**【今後の展開と方向】**

- ・通常業務と平行して行っていくことから、2ヶ月毎に実施していく(年6回議決)。
- ・再生困難な農地は非農地化へ、再生利用可能な農地は解消・集約化し、「使える農地は使える内に次の人へ」つなげるよう取り組みを進めていきたい。